

東京都北区 SDGs 推進企業
認証制度
申請の手引き

令和6年4月版



 東京都北区

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度 申請の手引き

—目次—

1	まえがき	2
(1)	申請の手引き（本書）の活用方法	2
(2)	SDGs とは	3
(3)	SDGs の 17 のゴールの内容	4
2	東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の目的	6
(1)	背景	6
(2)	特徴	6
(3)	認証制度の目的	7
3	東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の概要	8
(1)	認証の対象	8
(2)	認証期間	8
(3)	認証手数料	8
(4)	申請から認証までの流れ	8
(5)	認証事業者に対する区の支援	9
(6)	認証後の定期報告・更新の手続き	9
(7)	募集スケジュール	9
4	申請手続き	10
(1)	申請にあたっての確認事項	10
(2)	認証に向けた流れ	10
(3)	申請に必要な書類	11
(4)	東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の申請要件	13
(5)	SDGs チェックリスト	15
(6)	SDGs 達成目標	30
(7)	SDGs 達成目標の確認ポイント	34
5	お問い合わせ先	35

*本書は以下よりダウンロードが可能です。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/sangyo/chiiki/sdgsninsyo/index.html>

1 まえがき

(1) 申請の手引き（本書）の活用方法

この申請の手引きは、次の目的で作成しております。

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の申請にあたり、ぜひ本書をご活用ください。

① SDGs への理解を深めること

認証制度の申請にあたり、SDGs の考え方や制度に関する概要を把握してください。SDGs は 2030 年までに国際的に目指している目標であり、日本として、北区として、各事業者としても取り組んでいくことが求められております。

② 北区 SDGs 推進企業認証制度の概要説明

認証制度の背景、特徴、目的などを把握し、制度に関する理解をした上で申請ください。できるだけ多くの北区内の事業者が制度を介して SDGs の理解を深め、共有していくことで、事業者同士または関係機関がさらなる連携、協力していくことを目的としています。

事業者の成長発展とともに、地域の活性化や社会課題の解決を目指しています。

③ SDGs チェックリストおよび SDGs 達成目標シートの掲載

北区独自のチェックリストを 70 項目記載してあります。

本チェックリストでは、事業者が経営を通じて実践できる SDGs の取組みの例を網羅的に挙げています。事業者の規模、分野、内容等によって該当しない項目、該当しにくい項目がある場合でも、SDGs を推進する上で必要となる取組みや要素を把握する材料として、ご活用いただけるようになっています。

チェックが付かない項目は、SDGs を推進する上で今後取り組むべき要素となります。また、現在すでに実施、対応できていることも大切ですが、今後はさらに、その内容の質を高めていくことを目指していきましょう。

さらに、「SDGs 達成目標シート」をご活用いただくことで、事業者として特に強化していきたいこと、改善していくべきことを具体的に整理できるようになっています。

すべてのチェックリストにチェックされなくても、事業者として SDGs を推進する上で何が必要であるかを理解し、実践して改善・向上していくことが重要です。

(2) SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals) は 2015 年 9 月の第 70 回国連総会において採択された国際目標です。日本語では「持続可能な開発目標」と訳されており、略称は「エスディージーズ」と呼ばれています。「誰一人取り残さない」ことを誓っており、日本を含む国連加盟国である 193 カ国全てが 2030 年までに達成すべき国際目標として掲げているものです。

SDGs には全部で 17 のゴールがあり、さらにそれを細分化した 169 の具体的な目標であるターゲットが設定されています。17 のゴールは、貧困、健康・福祉、教育、平等、環境保全、エネルギー、仕事、経済、まちづくり、パートナーシップなど様々な課題の解決に向けた目標が掲げられ、日本においても行政、企業、個人に至るまで、それぞれが具体的な目標を持ち、行動していくことが求められるものです。

また、SDGs の 17 のゴールが目指しているものを理解するには、「People (人間)」「Prosperity (繁栄)」「Planet (地球)」「Peace (平和)」「Partnership (パートナーシップ)」の「5つのP」の視点から考えることも有効です。






先進国としてできること、発展途上国としてできることは異なりますが、国、組織・団体、個人が SDGs を理解し、それぞれができることを実践していくことが世界規模での目標でもあり、国際社会や地球のさらなる豊かさを保持しての成長、発展していくことにつながる目標とされています。



出典：国際連合広報センターホームページ

(3) SDGs の 17 のゴールの内容

1		貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2		飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3		すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4		質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5		ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6		安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7		エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8		働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
9		産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10		人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
11		住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12		つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する

13		気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14		海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15		陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16		平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17		パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(コラム)【北区ゼロカーボンシティに向けて】

区では、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、令和3年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2030年度までに北区内温室効果ガスを2013年度から50%削減することを目指しています。

北区ゼロカーボンシティを達成するためには、区の実施のみならず、北区内温室効果ガス排出量全体の約3割を占める業務部門を担う事業者の皆様の積極的な環境活動が必要不可欠です。

また、近年、サプライチェーン全体での温室効果ガスの削減に取り組む動きが世界的に広がり、日本においても、大企業のみならず中小企業にも脱炭素経営が求められています。こうした動きにいち早く対応することが、SDGsの達成や企業のさらなる成長にもつながるものと考えられます。

環境省は、脱炭素経営のメリットとして「優位性の構築」「光熱費・燃料費の低減」「知名度や認知度の向上」「社員のモチベーション向上や人材獲得力の強化」「資金調達における優位性獲得」の5つを挙げており、北区においても、再エネ機器等の導入助成など様々なサポートに取り組んでいます。脱炭素社会への取り組みを通じて、活力ある持続可能な北区をとともに目指していきましょう。

2 東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の目的

(1) 背景

2030 年までに世界的に SDGs を推進する流れの中、日本においても SDGs の理解と認識が高まっています。2020 年に国から「地方公共団体のための地方創生 SDGs 登録・認証等制度ガイドライン」が示されました。本制度は、SDGs に取り組む事業者の活動を、自治体が「見える化」する制度です。全国の自治体においても、SDGs 達成への取組みが推進されています。

北区の制度は、国のガイドラインにおいて、地方創生 SDGs 登録・認証等制度として示されている3つの制度モデル「宣言」「登録」「認証」のうち、「認証」に当たる制度です。

今後は地域が一体となって SDGs を理解、実践するとともに、魅力的な地域となるよう、同制度を通じて SDGs の推進を図っていきます。

■地方公共団体のための地方創生 SDGs 登録・認証等制度ガイドライン（2020 年）

制度構築に当たっての3つの制度モデル			
制度主旨（共通）：地方創生 SDGs に貢献する地域事業者等の「見える化」を通じた自律的好循環の形成			
	宣言	登録	認証
概要	地域事業者等が地方創生 SDGs に取り組む意思を宣言する	地域事業者等が地方創生 SDGs の取組を表明・自己評価し、登録する	第三者が、地域事業者等の地方創生 SDGs の取組を評価し、認証する
目的	地方創生 SDGs へ取り組んでいる、または今後取組もうとしている地域事業者等の奨励	地方創生 SDGs へ取り組んでいる地域事業者等の奨励	地方創生 SDGs へ取り組んでいる地域事業者等に対する金融機関等の支援機会の拡大
被認証主体（地域事業者等）の要件	地方創生 SDGs に取り組む意思及び方針が SDGs の17のゴールと関連付けて明確化されていること SDGs の169のターゲットに関連した目標及び取組計画が示されていること 目標に向かって取組を推進する能力・体制が整っており、それを第三者が確認できていること		

出典：地方公共団体のための地方創生 SDGs 登録・認証等制度ガイドライン 2020 年度【第一版】

(2) 特徴

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度は国のガイドラインに基づき、独自に検討・作成されたものです。事業者は、認証制度の申請を通じて、各事業者が具体的に何を実施し、対応していくことが SDGs につながるのかなどを理解でき、現在それが対応できているかを確認することができます。

申請書類の1つであるチェックリストは、事業者が果たすべきコンプライアンス、経営、労務、環境、地域貢献などを70項目で明確に示しています。チェックリストの作成を通じて、自社の理解が深まり、自社活動の改善と向上を行うことができます。

また、申請書類にはチェックリストのほか「達成目標シート」があります。本シートでは、

期限を定めた3つ以上の目標と、その目標を達成する具体的な取組みを事業者ごとに掲げ、具体的にその内容を実践してブラッシュアップしていくことができます。

本申請が、事業者の成長と発展につながることを期待しております。

(3) 認証制度の目的

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度は、SDGs の理念を尊重し、事業を通じて SDGs 達成への積極的かつ継続的な取組みを実践する企業等を東京都北区 SDGs 推進企業として認証し、その取組みを支援していくことにより事業者の成長・価値向上を図り、地域の活性化や事業者の継続的な発展及び社会課題の解決に寄与していくことを目的としています。

昨今の国際経済、地域経済の停滞、災害や疫病等の影響により、多くの事業者は厳しい状況に陥っております。一方、多くの事業者は売上、利益だけではなく、地域や社会、従業員や取引先にも存在価値の高い経営を心がける傾向が高まっております。

北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁が主唱した「論語算盤説」「道徳経済合一説」は、まさに現代の多くの事業者が参考とし、実践していくべき考え方となっております。北区は、SDGs 実践の先駆者と言っても過言ではない渋沢栄一翁の精神を受け継ぎ、SDGs を通じて新しい時代に必要とされる事業者の取組みを推進していくことを目指しています。

多様化、複雑化する地域課題が山積する中、変化に強い事業者こそ、持続可能で必要とされる存在として、その価値を高めていくこととなります。

ぜひ多くの事業者に本制度の趣旨をご理解いただき、本制度に基づく SDGs の取組みと現在の経営状態とを照らし合わせながら、さらなる成長に向けたきっかけとしていただきたいと思います。

(コラム)【渋沢栄一翁の経営理念について】

渋沢栄一翁は、1840年に現在の埼玉県深谷市に生まれ、1901年から亡くなるまで北区・飛鳥山を本邸とし、過ごしました。その生涯の中で、約500の会社設立や経営に関わり、約600の教育機関・社会公共事業の支援に携わった「日本の資本主義の父」とも称される偉人です。

その経営理念の特徴は、『論語と算盤』をはじめとした「道徳とビジネス」の両立にあります。渋沢翁は『論語と算盤』において、「真正の利殖は仁義道徳に基づかなければ、決して永続するものではない」(第四章 仁義と富貴)と述べ、持続可能な経済の発展は、道理・道徳を伴うべきと説いています。この経営哲学は、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指す現代の「SDGs」の理念と相通するものがあります。さらに、「事業の私益と公益は高い次元で両立する」との考え方は、まさに現代の企業の社会的責任(CSR)やSDGsに基づく経営にもつながります。

こうした渋沢栄一翁の経営理念は、現代でもとても重要な理論であり、その先見と哲学は北区及び北区の事業者にとって大切にしていけるべきものであります。

3 東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の概要

(1) 認証の対象

北区内に本社、本店、支店等の事業所がある会社、個人事業主等です。
対象となる法人の詳細は、北区ホームページの Q&A を参照ください。

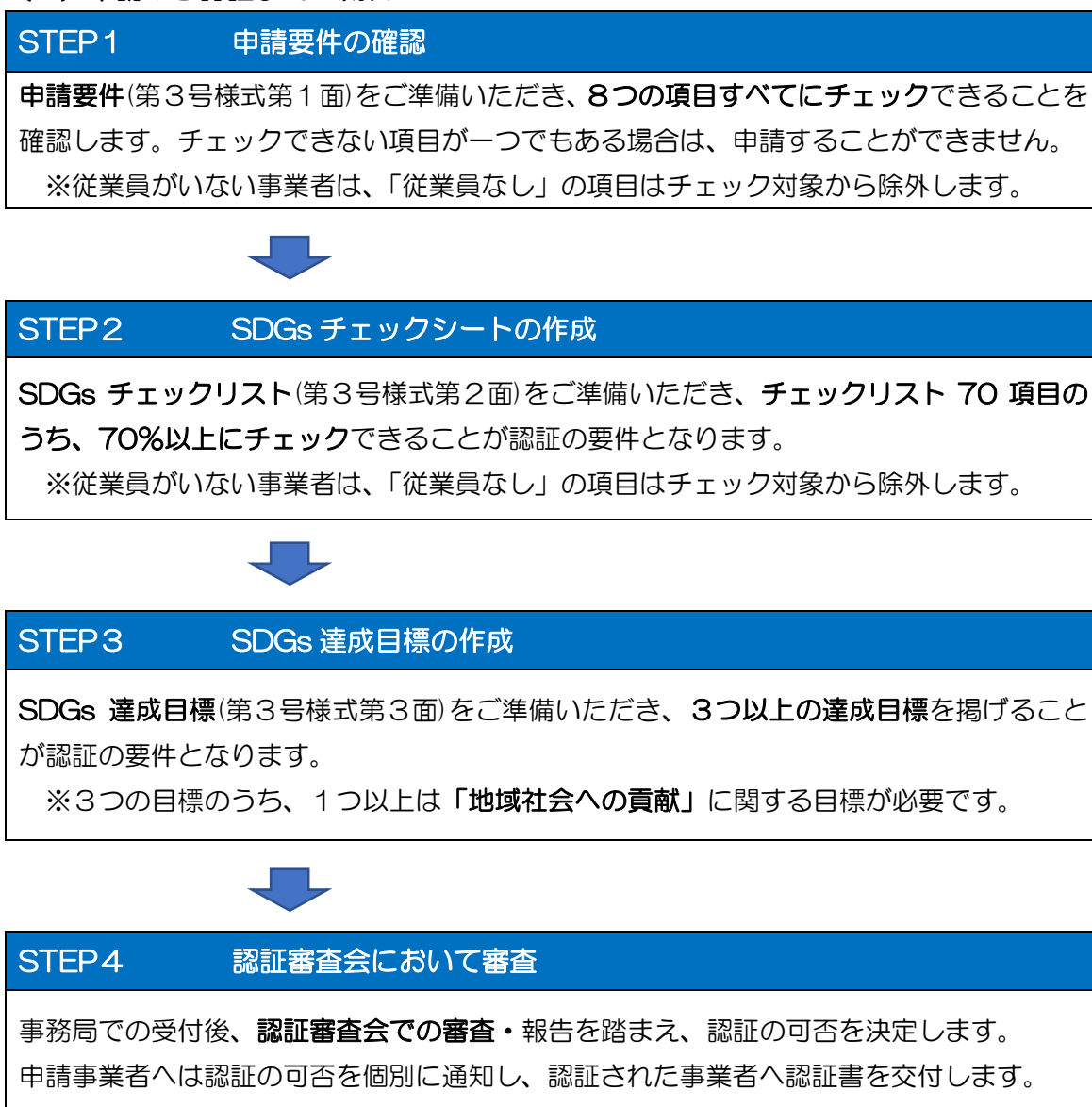
(2) 認証期間

認証の有効期間は3年間です。
(認証決定日または認証更新決定日から3年を経過した日以後最初の3月31日まで)

(3) 認証手数料

認証手数料は無料です。
ただし、認証の申請に関連して必要となる費用は、すべて申請者のご負担となります。

(4) 申請から認証までの流れ



(5) 認証事業者に対する区の支援

北区 SDGs 推進企業認証制度の認証事業者は、認証期間中に次の支援が受けられます。

- ① 認証式での認証書授与、区ホームページ、取組事例集等による認証事業者の情報発信
- ② 北区 SDGs 推進企業認証ロゴマークの使用
- ③ 北区 SDGs 推進企業コミュニティへの参加
- ④ 区制度融資による支援 など

(6) 認証後の定期報告・更新の手続き

認証を受けた事業者は、下記の定期活動報告が必要です。また、認証期間終了により、認証の更新を希望する場合は、更新手続きが必要となります。

① 定期活動報告（毎年度）

認証を受けた日から1年が経過した最初の4月1日以降（6月末まで）に、前年度に行った SDGs 達成目標に関する達成度及び進捗状況を「活動進捗レポート」として、提出していただきます。以降、本レポートは年度ごとに提出いただきます。目標を達成できなかった場合は、その要因分析と改善策についての記載をお願いいたします。なお、適切な報告が行われなかった場合は、認証取消となることがあります。

② 更新の手続き

更新期間に、更新申請を行ってください。認証審査会で更新の審査を行います。更新申請に係るスケジュールは、今後、ホームページ等でお知らせいたします。

(参考) 活動報告と更新手続きのスケジュール

令和6年度に新規認証取得し、令和9年度に認証を更新する場合の例

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
申請手続	認証申請			更新申請		
認証期間		認証1年目	認証2年目	認証3年目 (更新期間)	更新1年目	更新2年目
活動報告			認証1年目 の活動報告	認証2年目 の活動報告	認証3年目 の活動報告	更新1年目 の活動報告

(7) 募集スケジュール

北区ホームページをご確認ください。

4 申請手続き

(1) 申請にあたっての確認事項

- ◆申請する事業者は、北区の地域活性化に寄与する意向があり、SDGs に基づいた経営を心がける事業者であること。また本認証制度に基づいて継続的に SDGs を通じた経営、事業実施を行うことを要件とします。
- ◆認証の可否については北区 SDGs 認証審査会において審査し、区長が決定します。
- ◆認証された事業者は年に 1 回の活動報告の提出および北区より求められた書類の提出や対応に応じていただきます。年 1 回の活動報告の提出が、認証継続の要件となります。
- ◆必要な提出書類が提出されない場合、申請書等のチェック内容に虚偽、不正等が確認された場合等は、認証を取り消すことがあります。

(2) 認証に向けた流れ

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の申請要件を確認し、要件を満たした上で、70 項目のチェックリストのチェックを行い、自己採点をしていただきます。70%以上の項目にチェックされることが認証の条件となります。

なお、チェックリストは、SDGs を実践する事業者として必要なものをリストアップしておりますが、全項目が全事業者すべてに対応できるものとは限りません。チェックリストは満点を目指すものではなく、基準点以上を目指しつつ、まだ対応できていないもの、事業者として対応する優先度が高くないものを精査しながら、今後の SDGs を踏まえた経営の参考としてください。

また、チェックリストをチェックした上で、達成目標シートに 3 つ以上の SDGs 達成につながる具体的な目標を記載し、提出期限までに申請をしてください。

申請内容について、東京都北区 SDGs 推進企業認証審査会における審査を踏まえ、認証の可否を決定します。申請事業者へは認証の可否を個別に通知し、認証された事業者へ認証書を交付します。

(東京都北区 SDGs 推進企業認証制度 認証基準)

1	申請要件	8 つの申請要件に全て該当すること (※従業員なしの事業者は、6 つの申請要件に全て該当すること)
2	SDGs チェックリスト	70%以上の項目に該当すること (※従業員ありの事業者は 49 以上、従業員なしの事業者は 34 以上の項目(対象除外項目を除く)に該当すること)
3	SDGs 達成目標	SDGs の趣旨に資する自社の具体的目標を 3 つ以上設定すること ・「地域社会への貢献」に関する目標が 1 つ以上あること ・3 つの目標設定で、複数の SDGs のゴールにつながる ・区内に本社・本店を有しない場合、区内に効果が発揮される目標であること

(3) 申請に必要な書類

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度への申請又は更新申請は、以下の申請書等に添付書類を付して期限までに申請ください。

紙削減、事務処理効率化等の観点から、電子申請による申請をお願いします。

申請書の第1号様式は Word 様式、第3号様式は Excel 様式とし、形式を変更せず提出してください。第2号様式の誓約書は、署名又は記名押印後の画像データを PDF 等で提出してください。

<申請書等>

No.	申請書等	チェック	
1	【第1号様式】 東京都北区 SDGs 推進企業認証（認証更新）申請書 ※Word 形式で提出してください。		
2	【第2号様式】 東京都北区 SDGs 推進企業認証（認証更新）に係る誓約書 ※代表者の方の署名又は記名押印（認印不可）してください。 ※署名又は記名押印された書類の画像データを PDF 等で提出してください。		
3	【第3号様式】 東京都北区 SDGs 推進企業認証（認証更新）チェックリスト兼達成目標シート ※Excel 形式で提出してください。		
	【第3号様式】 第1面	申請要件 (従業員ありの事業者は8つの項目全てに、従業員なしの事業者は6つの項目全てに該当すること。)	
	【第3号様式】 第2面	SDGs チェックリスト (70%以上のチェックがされていること。 ※従業員ありの事業者は 49 以上の項目に、従業員なしの事業者は 34 以上の項目(対象除外項目を除く)に「O」が選択されていること)	
	【第3号様式】 第3面	SDGs 達成目標シート (3つ以上の目標が設定され、地域社会への貢献に関する目標が1つ以上あること)	

<添付書類>

下記の添付書類の写しの画像データ等をデータでご提出ください。

区分	No.	添付する書類	チェック
法人	1	登記事項証明書（現在事項全部証明書等） ※提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。 ※北区内の事業所が支店登記されていない場合は、直近事業年度の申告書等で区内に事業所があることが確認できる書類を登記事項証明書に添えて提出すること。	
	2	・法人事業税の納税証明書（前期分） ・法人住民税の納税証明書（前期分） ※完納していることがわかるものに限る。	

区分	No.	添付する書類	チェック
個人事業主	1	開業届（税務署に提出した控えの写し） ※「開業届(控え)」が手元にない場合は、直近事業年度の申告書等で区内に事業所があることが確認できる書類。	
	2	・個人事業税の納税証明書（前期分） ・市区町村民税・都道府県民税の納税証明書（前年度分） ※完納していることがわかるものに限る。 ※非課税の方は非課税証明書。 ※北区外在住の場合は、市区町村民税・都道府県民税の納税証明書は居住地分及び事業所地分が必要。	

（コラム）【ダイバーシティ経営について】

ダイバーシティ（多様性）とは、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無をはじめとした個人の特性や、文化的背景、経験、能力等、様々な要素が含まれる概念です。

ダイバーシティ経営は、このような多様性を包括的に受け入れ、それぞれの特長を正當に評価し、育成していくことで社員が生き生きと働ける企業文化を醸成し、組織の創造性や生産性、競争力の向上につなげていこうとするものです。

実際に、ダイバーシティ経営を実践する中堅・中小企業は、そうでない企業と比較して、人材確保、育成、やりがい、業績等のすべての項目において、よい効果が出ていることが調査で明らかになっています。

(4) 東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の申請要件

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の応募は、申請要件である以下の 8 つの項目すべてに該当することが条件となります。それぞれの項目内容を確認し、自社が該当していればチェック欄に「○」を付してください。「○」が付かない項目が一つでもある場合は申請できません。

なお、従業員がいない（従業員が 0 人である）事業者は、「従業員なし」としている項目は除外しますので、No1 から No6 の 6 つの項目すべてに「○」が付くことが条件です。

No	項目	補 足	チェック
1	北区に本社または支社、支店がある会社、個人事業主等であること	北区に事業所(本社、本店または支店、支社など)がある会社、個人事業主等を対象とする。対象となる法人の詳細は、Q&A を参照 (公益法人、NPO 法人、学校法人、宗教法人、組合、地方公共団体、その他任意団体等は対象としない) ※これらの法人等を対象とした制度導入時期等については、今後検討予定	
2	反社会的勢力ではない、または反社会的勢力とは関係していないこと	反社会的勢力(暴力団関係等)の関連企業、事業者ではないこと、または該当していないこと	
3	東京都北区 SDGs 推進企業認証制度実施要綱 別表に該当する業種又は企業等でないこと	次ページの要綱別表の 1 から 14 に該当する業種又は企業等でないこと	
4	事業に関して法令等に違反して、刑罰又は処分を受けていないこと	申請日から起算して 3 年以内に、事業に関して法令等に違反して、刑罰又は処分を受けていないこと	
5	法人事業税及び法人住民税等の滞納がないこと	法人事業税及び法人住民税(個人については個人事業税及び市区町村民税・都道府県民税)の前期分・前年度分を完納していること	
6	決算及び税務に関する書類の作成を適正に行っていること	決算及び税務に関する書類(法人税申告書又は所得税及び復興特別所得税の申告書)を作成し、税務署への申告を適正に行っていること	

7	従業員に対して最低賃金を上回る給与、手当を支払っていること	時給単価が最低賃金を下回る従業員がいないことを確認し、毎年10月に実施される最低賃金の改定にも対応していること	<input type="checkbox"/> 従業員なし
8	従業員に適切な社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の加入を行っていること	雇用契約内容や労働時間に基づく適切な社会保険、労働保険への加入は義務となっており、法令に準じて適切に対応していること	<input type="checkbox"/> 従業員なし

東京都北区SDGs推進企業認証制度実施要綱 別表

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はこれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある企業等
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及び風俗営業類似の業種
- 3 投機的商品に関する業種
- 4 消費者金融
- 5 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- 6 占い、運勢判断等に関するもの
- 7 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- 8 政治・宗教団体
- 9 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- 10 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- 11 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成14年法律154号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生若しくは更生の手續中のもの
- 12 違法又は不当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- 13 青少年の健全育成を阻害するもの
- 14 その他、区長が公序良俗に反すると認められたもの

(5) SDGs チェックリスト

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度において認証されるためには、以下のチェックリストの対象項目の70%以上に該当することを認証基準としています。本社又は本店が北区外の場合、北区内の事業所による取組を評価してください。

従業員がいる事業者は、70項目が全て対象となるので49個以上の項目に「○」が付くことが条件となります。また、従業員がいない（従業員が0人である）事業者は、チェックリストのうち「従業員なし」としている項目は除外しますので、対象となる48項目のうち34個以上の項目に「○」が付くことが条件となります。

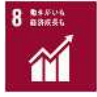
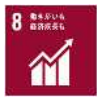

なお、チェックが適切であるかに関して、必要に応じて根拠書類の提出の依頼又は事務局にて確認を行うことがあります。

《チェックの方法》

チェック欄に、自社において対応済みの「項目」には「○」を付し、未対応の「項目」には「×」を付してください。

各項目が対応済みに該当するかの判断は「解説」を参考として、①「解説」に該当する取組みを1つ以上確実にやっている場合、②「解説」には無いが「項目」の内容に確実に該当していると判断できる場合のみ、チェック欄に「○」を付してください。

《チェックリスト》

No	項目	解説	SDGs ゴール	チェック
1	事業者としての経営理念、経営方針を策定して従業員や関係者に共有する機会を有している	・経営理念、経営方針を文書として作成し、事務所や事業所に掲載するなど、従業員にも閲覧できるように掲示、共有をしている		
2	経営、運営に必要な資格、届出、認可、許可等に関して適切に取得、所有している。また法改正に対しても適切に対応した経営が行われている	・各事業者、事業内容に関連する資格、届出、認可、許可及び関連する法に準じた対応が適切にされている	 	

3	情報セキュリティに関するルールや管理体制を有している。社内の情報や個人情報等に関する漏洩への対策、社外の持ち出しにはルールを定めている。または罰則、賠償制度をつくり情報管理、情報漏洩に対して厳しく対処している	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する社内のルールや規定を作成している 就業規則や各種規定に情報管理に関する記載がされ、または情報漏洩等に対する罰則規定を明記している 	 	
4	就業規則を作成し、従業員に提示または閲覧が可能な状況にしている	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則を作成し、従業員が閲覧できるような場所にデータとしてファイル保存または冊子として保管されている 	 	□従業員なし
5	従業員の適切な健康状態保持のための機会を提供している	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果を把握して必要な対応や専門家、産業医、医師につなげる受診勧奨等の対策を実施している 健康に関心を持つ従業員に、運動や栄養指導等の機会を提供している 	 	□従業員なし
6	従業員の住環境の向上に向けた支援を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 社宅の提供や家賃補助を行っている 自宅で在宅ワークがしやすい環境に対する補助や支援を行っている 	 	□従業員なし
7	ハラスメントに対する理解、認識を高めるための教育、指導を従業員や関係者（派遣や嘱託、インターン、非常勤役員など）に対して適宜で行っている	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止規定を作成する、各種規定に明記するなど法令順守を適切におこなっている 社内でハラスメントに対する周知及び相談対応など具体的な取組みを実施している 	   	
8	反社会的勢力や関連組織または個人との関係を持つこと、違法取引などがされないようなルールの策定または経営者及び従業員、関係者への教育と啓発を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力への対応マニュアルの策定や勉強会、社内での情報共有の機会を有している 必要な場合には取引先等への与信管理や調査会社の利用を行っている 	  	

9	利害関係者（ステークホルダー）との適切な関係性を保つ経営を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 贈収賄罪防止や不正競争行為などに関与しないルールや規定策定、内部告発制度もしくは従業員教育を行っている 適切な関係のための監査、管理の導入を行っている 	  	
10	全従業員との間で適切な労働条件を示した雇用契約や労働契約を締結している	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件を明記した適法な雇用契約書を締結している 就業規則、給与規定などを作成して従業員に共有している 	   	□従業員なし
11	従業員の賃金引上げに取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な昇給、昇格を含む人事考課を作成して実践している 従業員の賃金引き上げに向けた具体的な取組みを実施している 	 	□従業員なし
12	従業員の労務管理を適切に行っている	<ul style="list-style-type: none"> 法定労働時間を超えて従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結および所轄労働基準監督署長への届出を行っている タイムカード管理や残業申請制度を導入して適切な労働時間管理を行っている サービス残業は行わないよう適切な労働管理が行われている 	   	□従業員なし
13	労働災害が生じないように具体的な対策を講じ、労働災害発生時への対応やルールづくりを行っている	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害に対応する対策、規定の作成、産業医を活用したストレスチェック等を実施している 関連する事業者はISO9001、ISO45001 や COHSMS などの労働安全衛生マネジメントシステム認証を取得している 	 	

1 4	有給休暇の取得を推進し、従業員へのワーク・ライフ・バランスの推進とともに休暇の取りやすい職場環境を実現している	<ul style="list-style-type: none"> ・公私のバランスある仕事環境を提供している ・全従業員に対して適切な有給休暇日数の取得を実現している 	 	□従業員なし
1 5	同一労働・同一賃金を達成する取組みを行い、従業員に不利益を生じさせていない	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、パートなど契約に基づく同一労働・同一賃金を達成する規定をつくり、同一労働・同一賃金を実現している ・パート、有期契約職員にも適切な範囲で研修機会の提供、福利厚生の利用を提供している ・男女の賃金格差を生じさせず適切な評価と賃金・報酬を提供している 	   	□従業員なし
1 6	飲酒運転やアルコール依存症などの不適切な飲酒による問題が生じないように対策を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な飲酒がもたらす健康問題や飲酒運転問題を啓発する教育機会を提供している ・飲酒運転が発生しないように規定やルールを作成している ・運転を行う事業者、従業員に対して、毎回アルコールチェックを行っている 	 	
1 7	産休、育休、介護休暇、乳幼児の看護休暇をはじめとした各種の休暇規定を策定し、かつ適切な期間の休暇を認めている	<ul style="list-style-type: none"> ・各種休暇制度を規定に反映して実施している ・休暇が取りやすい職場環境を実現している 	  	□従業員なし
1 8	採用に関しては年齢、性別、国籍、障害などに関わらず公平な審査及び採用を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・公平な評価、審査で採用するためのルールや規定を有している ・採用の際には公平かつ適切な採用面接や審査を実施している 	  	□従業員なし

19	時間外労働や休日出勤の削減を実現していくため、従業員への理解促進や業務効率化の推進を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間短縮に向けた教育機会の提供、業務の効率化、適正な業務配分を行っている 労働時間短縮を目的とした業務効率化につながる機器やソフトなどを導入している 	  	□従業員なし
20	従業員に対して資格取得をはじめとした学ぶ機会を提供し、事業者として資金的支援、補助を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 資格手当や資格取得奨励金を給付している 社内研修制度や受講奨励金の補助などを行っている 	 	□従業員なし
21	従業員の子育て、介護等の家庭に対する支援を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 育児や介護等を理由に退職した従業員の復職を制度化している 必要とする従業員に保育、介護等に関する情報提供や資金的支援を行っている 家庭の支援に関する積極的なルールや規定を設けている 	  	□従業員なし
22	従業員の創業、セカンドステージに向けた勉強会や支援、推進を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 社内ベンチャーや独立に向けた推奨や補助を行っている 独立に向けた勉強会への参加承認や資金補助を行っている 	 	□従業員なし
23	従業員の在宅ワークや時差出勤（フレックス勤務）への対応や推進を行っている。また関連した働き方の実現のための規定や規則も策定している	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の在宅ワークを認めている 多様な働き方に対応した環境整備への投資、対応（通信環境、機器の貸与等）を行っている 	  	□従業員なし
24	北区民の雇用拡大に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 地域雇用創出に寄与している ハローワーク、赤羽しごとコーナー、きらりあ北などを求人で活用している 	 	□従業員なし
25	人事における評価、考課を適切に行い、差別や報復措置、不適切な異動などを行っていない	<ul style="list-style-type: none"> 人事考課の基準を作成し明確化している 適正評価、適正配置を第三者的な評価とともに実施している 	 	□従業員なし

26	定年を設けない又は定年後も就労が可能な状況にあり、従業員が希望すれば働ける環境を提供している	<ul style="list-style-type: none"> 希望する 60 歳以上の従業員の雇用を継続している 定年年齢を 65 歳以上に定めている又は定年制度撤廃を就業規則に明記している 	 	□従業員なし
27	事業における仕入れや調達において、北区内の事業者からの調達を優先している	<ul style="list-style-type: none"> 北区内事業者との取引を優先して実施している 地域経済循環に対する意識を社内で共有し、実践している 北区内から調達ができないものは、環境保全に配慮したエコマークなどを調達の判断基準にしている 	   	
28	商品製造、販売またはサービス提供の上で経済性と環境の両立を意識した事業行為を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄処分の削減や製品・サービスの省資源化を実施している 製品のエコマーク取得を行っている 	  	
29	電子化やオンライン化などのインフラの整備を進めることで業務効率化と業務量軽減を実現している	<ul style="list-style-type: none"> DX の推進を行い、業務効率化に向けた機器、ソフト等の導入又は業務委託を行っている 業務効率化に関する規定やルールを作成して社内共有するとともに業務効率化を実施している 	  	
30	経営者は 3 年～5 年以上の中長期での売上計画、経営展望などを描いている。または中長期計画を計画書等に記載して未来志向の経営方針を描いた経営を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 事業が継続、発展するための中長期の経営計画を策定している 経営計画を内部で共有して、具体的に実践している 		
31	取引先の企業・事業者には、納期の強要や一方的な価格引き下げ等を強要せずに健全かつ相互に利益を享受できる適切な関係性、取引を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 納期や価格などを強要することなく適切な関係での取引を行っている 取引先とは適正取引に向けた規定、ルールを定めている 	 	

3 2	ダイバーシティ経営に関する実践をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、性別、国籍、障害等に関わらず、能力を最大限に発揮できる経営を実施している ・ダイバーシティ経営に関する規定やルールを策定している 	  	
3 3	災害時や事故発生時の対策、対応を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所や避難経路に関するルールを作成し掲示等で従業員に共有している ・避難訓練を実施している ・緊急時の連絡網を作成して情報が迅速に共有できる対応を取っている ・BCP（事業継続計画）を策定し運用している 	  	
3 4	インフルエンザやウイルス等の感染症流行に備えた対策を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策等に関する措置や教育を従業員や関係者に対して行っている ・BCP（事業継続計画）を策定し運用している ・感染拡大への対策を具体的に実施している 	  	
3 5	変化するニーズや社会に対応するため、新たな製品・サービスの開発、提供に向けた検討や推進を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・常に新しい情報を得る機会、関係者間での情報交換機会を有している ・顧客アンケートやニーズ調査を定期的に行い事業や経営に反映している 	  	
3 6	北区における地域課題解決、地域活性化につながる経営を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり、高齢化等への課題解決や観光、ブランドづくり等の地域活性化に関する貢献を定期的に行っている ・地域貢献に向け、従業員や関係者への啓発やルールづくりを行っている 	 	

37	エコ通勤を推奨・実践している	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車や電車など公共交通機関を利用した通勤を推奨する等のルールや規定を策定している ・エコ通勤に対する従業員への評価や資金支援を行っている 		
38	従業員の声や意見を反映する機会を提供している	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の声や意見を吸い上げる機会や場を提供している ・内部通報制度のルールや規定を作成している 	 	□従業員なし
39	経営や事業の向上・革新に向けた投資を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・経営や事業の発展に向け、一定額の投資を行っている ・経営や事業の革新に向けた取り組み機会を定期的実施している 	 	
40	商品やサービスの品質向上を常に行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・商品やサービスの品質チェックを定期的に行っている ・品質向上に向けたステークホルダーを含めた意見交換や協議の場を有している 	 	
41	東京都北区 SDGs 推進企業認証制度の内容や成果を広く従業員や関係者に広めている	<ul style="list-style-type: none"> ・同制度を通じて社内で SDGs の考え方、経営意識を共有している ・同制度を HP 等で掲載するなど、北区内での理解と認知を広げている 	  	
42	SDGs の考え方について内部研修を実施するなど、社内での理解、啓発を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs の概念や意義を社内で共有、学習する機会をつくらせている ・社内で SDGs に関するルールや規定などを作成している 	   	□従業員なし

4 3	<p>経営者、従業員および関係者らが地域のボランティア活動に参加をすることを推奨している</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間中にボランティア活動や地縁活動をするを許可する制度を有している ボランティア活動や地縁活動等に従業員の参加を促すなどを行っている 	 	
4 4	<p>生活困窮世帯、生活困窮者等に関する支援を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂やフードバンク、フードパントリーなどの運営、協力、寄付などの支援を行っている 生活困窮者を対象とした求人提供や、自立相談支援機関の周知などを行っている 	   	
4 5	<p>NPO、公益法人など社会的活動を実施する団体や組織に定期的な寄付を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地元のNPO等への寄付を通じての地域貢献を継続的に行っている 災害支援、国際支援等への寄付を定期的に行っている 	  	
4 6	<p>地域の防犯、犯罪防止活動に率先して参加するなど、具体的な取組みを行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力に対する基本方針などの策定をしている 防犯、犯罪に関する掲示やパトロール活動への参加、防犯カメラの設置、防犯灯の設置、登下校の見守り活動等を行っている 	 	
4 7	<p>事業者として、子どもの教育、育成への取組みに定期的に関わっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校などで起業教育などを行っている 子ども達へ事務所や工場等を開放するなど、職業体験する機会を提供している 	   	







48	<p>発展途上国の支援のため、国際機関との連携や、NGO等の商材や商品の購入や活用を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自社の技術や商品、ノウハウを国際貢献活動に提供している • 発展途上国の商材の購入やフェアトレードに参画・協力している 		
49	<p>北区の友好都市（山形県酒田市、群馬県甘楽町、群馬県中之条町）や交流都市との連携や支援などを継続的に行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 友好都市や交流都市との連携や支援、事業や活動の推進を継続的に実施している • 定期的に関係する友好都市や交流都市への訪問、商品の購入、ボランティア参加、寄付等を行っている 		
50	<p>公民連携に向けて、地域の多様なステークホルダーとの関係性構築に向けた取組みを行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公民連携に関する考え方を従業員や関係者に対して学ぶ機会を提供している • 産学公金の多様な関係機関との関係構築を実施している 		

5 1	教育機関との連携や協定を具体的にやっている	<ul style="list-style-type: none"> • 大学をはじめとした教育機関との連携や協定を結んでいる • 具体的な連携を定期的を実施している 		
5 2	学生インターンシップの受け入れを行っている	<ul style="list-style-type: none"> • 学生のインターンを定期的にかつこれまで複数名の受け入れを行っている • 学生に対して実務、実践的なフィールドワークの場として機会を提供している 		
5 3	地元の地域金融機関の口座開設、取引、融資利用などを行っている	<ul style="list-style-type: none"> • 地元の地域金融機関の口座開設や取引を行っている • 地元の地域金融機関から融資を受けるなど関係性を有している 		
5 4	北区の創業者や事業者に対して、経営に関するアドバイスや支援を定期的に行っている	<ul style="list-style-type: none"> • 北区の創業者や事業者に対して経営に関するアドバイスを行っている • 北区の創業者や事業者に必要な情報の提供や人脈の紹介等を行っている 		
5 5	事務所や工場などの土地、場所を地域等に定期的に開放している	<ul style="list-style-type: none"> • 事務所や工場見学会の実施を行っている • 事務所や工場などにて、地域イベントの開催やイベント会場としての提供を行っている 		

56	北区内の環境保全活動に参画している	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、河川など公共空間の美化、緑化、植林活動、生物保全など北区の環境保全に関連した地域活動に参画している ・環境保全活動に寄付、支援、協力を行っている 		
57	ペーパーレスの実現に向けたDXの推進や紙使用の減量化を進めている	<ul style="list-style-type: none"> ・DXの推進によりペーパーレス化を行っている ・紙の使用削減を具体的に実施している 		
58	<p>3R（Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））の取組みを行っている</p> <p>（*）Reduce（リデュース）は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。</p> <p>Reuse（リユース）は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。</p> <p>Recycle（リサイクル）は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制に取り組んでいる ・資源の再利用に向けた具体的な取組みを実施し、取組みの推進を行っている ・ごみの分別を適正に行いごみの減量化を実施している 		

59	節電や節水に取り組んだ経営を実施している	<ul style="list-style-type: none"> • LED 照明、照明機器管理、事務機器の省エネ管理、空調機器管理、エレベーターの使用削減など電気使用量の削減を具体的に社内で実施している • 節水型水栓の設置、雨水利用などの導入や節水を実現している 	  	
60	環境に配慮した原材料、部材、什器、備品を使用し環境負荷低減の取組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> • 再生紙、リサイクル品、間伐材等の製品利用を優先して行っている • 商品や備品、消耗品等の調達の際にグリーン購入法に基づき、環境に配慮したものを優先して導入している 	  	
61	温室効果ガスの排出削減や緑化推進に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> • エコカーの利用、太陽光発電・蓄電池等の再エネ設備を導入している • 再生可能エネルギー由来の電力に切り替えている • 屋上緑化や壁面緑化などに取り組んでいる 	   	
62	女性の活躍推進、女性の役員登用などを実施している	<ul style="list-style-type: none"> • 性別に関わらず適正な人事評価を行っている • 管理職や役員に積極的に女性を登用している 	  	□従業員なし
63	外国人従業員や外国人顧客に対応した経営を実施している	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員に外国人従業員、外国人顧客等に対する理解と対応に関する理解を促している • 言語や文化、風習等への対応を具体的に行っている 	 	

64	多様な人々が働きやすい環境づくりに取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> •年齢、性別、経験などが異なる人々が働きやすい環境づくりに取り組んでいる •LGBTQ への理解を社内で促している •お互いが気持ちよく働ける職場環境を実現している 	   	□従業員なし
65	北区の産業団体等に参加し、地域貢献や地域活性化の活動に参画している	<ul style="list-style-type: none"> •産業団体（東京商工会議所北支部、北産業連合会、王子法人会、北区商店街連合会又は北区の商店街、王子青色申告会など）へ参加し、地域貢献や地域活性化の活動に参画している •区と災害協定を締結する団体などに参加し、地域貢献や地域活性化の活動に参画している 	  	
66	北区内の飲食店、商店を優先的に利用し、従業員にも地域利用を奨励している	<ul style="list-style-type: none"> •会食などで、北区内の飲食店、商店を優先的に利用している •北区内の飲食店や商店を率先して利用するように、従業員や関係者に奨励している 	 	
67	食品ロスの削減に関する取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> •フードロス商品の優先購入や、廃棄が生じないような工夫をしている •消費期限が近い商品を購入するよう従業員に消費者啓発を行っている 	    	
68	バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応を具体的に実施している	<ul style="list-style-type: none"> •事務所や工場等でバリアフリー対応を行っている •HP や看板、発行物、掲示等に対してユニバーサルデザイン対応を行っている 	  	

69	北区の歴史、文化、魅力を把握して発信している	<ul style="list-style-type: none"> ・北区の魅力を把握するよう情報を収集している ・北区の魅力をHPやSNS、機関誌等で定期的に発信している 		
70	北区ゆかりの偉人であり、SDGsの理念にも通ずる渋沢栄一翁の経営理念や功績等を学び、情報発信を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・渋沢翁が目指した企業が果たすべき役割や社会貢献等の功績を学び、発信している ・渋沢翁の経営理念等を従業員に学習機会として提供している ・渋沢翁の経営理念等を参考として、経営、運営を行っている 	    	

《チェックリストの70項目について》

SDGsは誰一人取り残さない国際目標であり、個人、法人や団体組織、国や社会としてそれぞれが出来ることを果たしていく未来志向での目標です。

東京都北区SDGs推進企業認証制度では、北区内の事業者が事業の成長と発展に向かいながらも、地域、取引先、従業員、環境、国際社会に対して存在価値を高めていくべき具体的内容を包括的に示しているものです。

つまり、抽象的に捉えがちなSDGsを、事業者が取り組むべき内容として、チェックができる項目として示している北区独自のものとなっています。このチェックリストの内容をクリアしていくことは、経済、社会、環境の3面を両立させながら、事業者がSDGsの目標を実現していくことにつながるものとして挙げている項目です。

(6) SDGs 達成目標

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度において認証されるためには、SDGs のゴールにつながる達成目標を 3 つ以上掲げて、実施・推進を行っていくことを認証基準としています。

達成目標には、SDGs 達成を意識した「現状の改善」や「新しい取組み」等、新たな価値創造に向け、自社が主体となって取り組む意欲的な目標を設定してください。

なお、この達成目標は年に 1 回（毎年 6 月を予定しています。）、事務局に達成状況を報告していただきます。また、設定した目標が達成された場合や目標設定を変える必要が生じた場合には、必要に応じて新しい目標を設定して更新することとします。

目標設定を変更する場合は、変更申請手続きが必要となる場合があります。

《記入様式》

項目	1	2	3
分野	<input type="checkbox"/> 経営、労務 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 経営、労務 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 経営、労務 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> その他
3年後の達成目標			
関係するSDGsのゴール			
具体的な取組内容			
各年度の具体的な目標(KPI)	KPI： 現状： (認証1年目)〇年〇月： (認証2年目)〇年〇月： (認証3年目)〇年〇月：	KPI： 現状： (認証1年目)〇年〇月： (認証2年目)〇年〇月： (認証3年目)〇年〇月：	KPI： 現状： (認証1年目)〇年〇月： (認証2年目)〇年〇月： (認証3年目)〇年〇月：
期限・スケジュール			

《SDGs 達成目標の書き方》

下記のほか、申請様式の Excel「第3号様式【第3面】」の右側にも記載していますので、書き方の参考としてください。記述にあたり、プロジェクト名などの固有名詞を用いる場合は、補足説明を加えてください。

項目	書き方
分野	<p>主な達成目標については「経営」「労務」「環境」「地域社会への貢献」などの分野がある中で、事業者として重視したい内容を記載してください。</p> <p>ただし、記載いただく3つの目標のうち、<u>1つ以上は、必ず「地域社会への貢献」に関する達成目標を、記載してください。</u></p> <p>「地域社会への貢献」とは、より良い地域をつくるために主体的に事業者として行動することです。チェックリストを参考にしながら、自社にできる地域社会への貢献や課題解決などへつながる取組目標を、是非設定ください。</p>
3年後の達成目標	<p>事業者として重点的に強化したい事柄や、実現したい企業の未来像を目標として記載してください。</p> <p>例えば、チェックリストで実施できていない内容への対策、または現状をさらに伸ばしていく内容、もしくは事業者として重点的に強化を図るものなどを抜粋して「達成目標」として記載してください。</p> <p>※3年先の目標を記載してください。</p> <p>※区内に本社又は本店を有しない企業等にあっては、区内に対してその効果が発揮できる目標を設定してください。</p>
関係するSDGsのゴール	<p>達成目標と関係するSDGsの17のゴール番号を記載してください。</p> <p>※3つの達成目標で、複数のSDGsのゴールが記載できるようにしてください。</p>
具体的な取組内容	<p>達成目標を実現するため、実施する取組内容を具体的に記載してください。ここに記載した取組は、KPI¹を設定してください。</p>

¹ KPI（Key Performance Indicator）は、目標達成に向かって取組みが適切に実行されているかを一定期間ごとに計測する指標です。

<p>各年度の具体的目標 (KPI)</p>	<p>現状と、認証期間3年間における各年度のKPIを記載してください。 <u>※現状維持の目標は認められません。</u></p> <p>KPIは、定期活動報告していただく際の達成度を計る指標とします。「具体的な取組内容」に記載した活動の進捗について、根拠をもとに適切に評価できるよう、定量的・定性的な観点から適切な尺度を用いて設定してください。</p> <p>また、各年度のKPIを設定する月は、各事業者の事業年度の最終月、目標達成予定の月又は3月など、毎年6月に進捗状況を報告することに留意し、目標ごとに適切な月を設定してください。</p>
<p>期限・スケジュール</p>	<p>KPIを達成するためのスケジュールを記載してください。</p>

(コラム)【ワーク・ライフ・バランスについて】

性別にかかわらず誰もが自らの意欲と能力を活かして様々な働き方や生き方を選択できる社会を実現するためには、子育てや介護など個人のおかれた状況に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、家庭生活と仕事の調和を推進していくことが大切です。

区では、仕事と生活の両立や男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を、ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、その取組みを広く紹介し、奨励・支援することで、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを推進してきました。

こうした取組みが進むと、企業にとっても、優秀な人材の確保・定着、従業員の健康維持や生産性の向上、企業のイメージアップなど、様々なメリットが考えられます。

ワーク・ライフ・バランスを単に仕事と家庭の両立支援として捉えるのではなく、SDGsを意識し、すべての従業員にとって働きやすい職場環境を目指しましょう。

《記入例》

項目	1	2	3
分野	<input checked="" type="checkbox"/> 経営、労務 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 地域社会への貢献 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 経営、労務 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 地域社会への貢献 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 経営、労務 <input type="checkbox"/> 環境 <input checked="" type="checkbox"/> 地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> その他
達成目標	仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、就業規則や評価制度などを整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	会社内での多様性や包摂性を高めるため、外国人材が働きやすい環境を整え、積極的に採用する。	地域貢献および広い北区内での人脈形成を目的として、全従業員で希望する者には年間で3日間まで、業務の一環として北区内での地域ボランティア活動への参画を推奨する。
関係するSDGsのゴール	5、8	8、10	3、4、8、11、17
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 多様な勤務形態の導入及び就業規則や評価制度などを整備する。 残業時間の短縮に努め、有給休暇や各種休業制度を取得しやすくする。 	<ul style="list-style-type: none"> ビザ取得の支援など、外国人材向けの就労条件を明確にする。 外国人材専門の人材エージェントに登録する。 多言語コミュニケーションツールを導入する。 	希望する全10名の従業員で年間に1日4時間以上、3日間までの地域ボランティア参画（1名あたり年間12時間以上）を令和7年度から実現する。
各年度の具体的な目標（KPI）	KPI：従業員一人当たりの有給休暇の取得日数 現状：〇〇日 令和8年〇月：〇〇日 令和9年〇月：〇〇日 令和10年〇月：〇〇日	KPI：外国人材の在籍人数 現状：〇〇名 令和8年〇月：〇〇名 令和9年〇月：〇〇名 令和10年〇月：〇〇名	KPI：希望する従業員1名あたりの年間ボランティア参画時間 現状：〇〇時間 令和8年〇月：〇〇時間 令和9年〇月：〇〇時間 令和10年〇月：〇〇時間
期限・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年〇月末迄に就業規則や評価制度などを整備、働き方の見直し。 翌年度以降有給休暇の取得率を上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年〇月末迄に外国人材向けの就労条件を作成し、人材エージェントに登録する。 令和9年〇月までに、多言語コミュニケーションツールを導入する。 	令和8年〇月末迄に希望する全従業員に地域ボランティアへの参加を達成し、翌年度は時間数増加を目指す。

(7) SDGs 達成目標の確認ポイント

SDGs 達成目標が、次の6つのポイントを満たしていることを必ず確認してください。

Point 1 「地域社会への貢献」の目標が1つ以上設定されているか
SDGs 達成目標の「分野」を確認し、「■地域社会への貢献」が1つ以上あること。



Point 2 新たな価値創造に向けた目標となっているか
3つの SDGs 達成目標は「現状の改善」や「新しい取組み」等、新たな価値創造に向けた意欲的な目標であること。現状維持は、目標として認められません。



Point 3 複数の SDGs のゴールに繋がっているか
3つの SDGs 達成目標は SDGs 及び本制度の趣旨に資する目標となっており、設定した「関係する SDGs のゴール」を全て合わせると、複数のゴールに関係していること。



Point 4 目標は具体的で、達成期限が明確か
「達成目標」「具体的な取組内容」は具体的に記載され、「各年度の具体的目標 (KPI)」や「達成期限・スケジュール」が明確となっていること。



Point 5 SDGs 推進企業として目指す姿との間に矛盾はないか
「達成目標」が、申請書に記載している「SDGs 推進企業として目指す姿」と矛盾していないこと。



<北区内に本社又は本店を有しない企業>

Point 6 北区内に対して効果が発揮されるものか
「達成目標」「具体的な取組内容」「各年度の具体的目標 (KPI)」は、専ら北区内に対してその効果が発揮されるものとなっていること。

5 お問い合わせ先

お問い合わせ先、提出方法、スケジュールなどは、下記の北区ホームページをご確認ください。

〈北区ホームページ〉

<https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/sangyo/chiiki/sdgsninsyo/index.html>

*本書および申請書の様式はこちらからダウンロードできます。



【東京都北区 SDGs 推進企業認証ロゴマークについて】

認証企業の広報及び企業価値向上並びに認証制度の普及・啓発を目的としてロゴマークを作成しました。

北区における「SDGs 推進企業認証」のロゴマークは、SDGs の取組みを通じて、北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁の精神を再認識し、原点に立ち返る契機となるようお願いを込めて、『論語と算盤』をモチーフとして作成しました。

数々の史料を基に、「論語」は江戸時代の「美濃和紙」であるB列判型を、また「算盤」は明治～昭和前期まで流通した「6玉算盤」を、象徴的なイメージとして表現しています。また、両モチーフを、北区の頭文字「K」に見えるよう配置することで、「北区コミュニケーションマーク」との親和性を生み出しています。

